# 人事労務NEWS

第68号 令和4年8月1日発行

# 令和4年10月より短時間労働者の 社会保険適用範囲が拡大されます

令和4年10月より、被保険者の総数が常時100人を超える事業所について、要件を満たす短時間 労働者の社会保険加入が義務化されます。さらに、令和6年10月には常時50人を超える事業所にま で適用範囲が拡大されます。対象となるパート・アルバイト等の多い事業所では、今から準備が必 要です。

## ①社会保険適用範囲の拡大

現在、厚生年金保険の適用対象者(以下、「被保険者」と言います)の総数が常時500人を超える「特定適用事業所」では、パート・アルバイト等の短時間労働者も社会保険に加入しなければなりません。

この「特定適用事業所」の範囲が、令和4年10月からは被保険者が常時100人を超える事業所に、さらに令和6年10月からは常時50人を超える事業所に拡大されます。

新たな加入対象者は次の全ての条件を満たすパート・アルバイトの方です。

- □ 週の所定労働時間が20時間以上
- □ 雇用期間が2か月を超えて見込まれる
- □ 賃金の月額が88,000円以上である
- □ 学生でない

# ②考えられる影響

- (1) 事業主の社会保険料負担増
  - 例:加入対象者30人(全員40~65歳) 平均給与月額100,000円
- →この場合の社会保険料の事業主負担額は年間 5,247,720円となります! (令和4年8月現在) ※協会けんぽの平均料率・介護保険料を対象とした 場合の概算

#### (2) 短時間労働者の社会保険料負担

(1)の概算の場合、一人当たり年間約18万円の社会保険料負担が発生します。また、社会保険料の負担分、手取りの給与額が減ってしまいます。

#### (3) 社会保険の資格取得手続き

対象者が多いほど、社会保険加入の手続きが多く発生します。

#### (4) 労働条件の変更等の調整

以下のような変更が想定されます。必要に応じて従 業員一人一人と面談を行い、調整を行っていく必要 があります。

- ・働き方を維持して、社会保険に加入 →社会保険料分の手取り給与が減少します。
  - ・ 社会保険加入を機に、労働時間を増やす(週30時間等)

- ※前記2点の場合には、配偶者に家族手当が支給されている場合、支給額等の変更がないか確認する必要があります。
- 週20時間未満に抑え、社保に加入しない働き方に変更する
- →雇用保険も資格喪失するため、育児休業給付や失業時の給付を受けることができない場合があります。

# ③必要な準備

令和4年10月より新たに特定適用事業所となる事業所において、必要な準備は以下の通りです。

(1) 社会保険加入対象となる短時間労働者の把握 雇用保険の加入要件が週20時間以上であること から、「雇用保険加入」かつ、「社会保険未加 入」の短時間労働者が今回の法改正に伴う社会保 険加入の対象となります。

## (2) 従業員への説明

配偶者の扶養の範囲内で働いていた短時間労働者に対し、令和4年10月※からは年収が130万円未満であっても要件に該当する働き方であれば扶養から抜けて社会保険に加入することになることを説明します。

# (3) 労働条件の見直し

②(4)で述べたような選択肢から、どのような働き方を希望するか、一人一人確認します。

# (4) 資格取得手続きの準備

令和4年10月※以降、社会保険の資格取得の届出が必要です。

※50人超の事業所は令和6年10月

今回の法改正の対応について、年金事務所のサポート制度があります。社労士等の専門家による説明会や、手続きについてアドバイスを無償で受けることができます。お近くの年金事務所にお申込みください。

社会保険の適用拡大についてお困り事がございましたら、お気軽にご相談下さい。